

議案第91号

守谷市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

守谷市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
91号	1

守谷市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(守谷市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 守谷市職員の給与に関する条例(昭和31年守谷町条例第41号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 守谷市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「とする」を「とし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で市規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

別表第1の1級の項中「又は技師補」及び「又は技師」を削り、同表の2級の項中「又は技師」を削り、同表の4級の項、5級の項、6級の項及び7級の項中「(相当職を含む。)」を削る。

(守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年守谷市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年守谷市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第6条 守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

議案	頁数
91号	2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案	頁数
91号	3

提案理由（議案第91号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和2年の人事院勧告による国の法律改正に準じ、官民較差を是正するため市職員の期末手当について、条例の一部を改正するものです。

主な内容としましては、職員の期末手当を0.05月分引下げるものです。よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
91号	4

守谷市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち，市規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては，<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に，基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については，同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と，「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は，期末手当基礎額に<u>100分の130</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち，市規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては，<u>100分の110</u>）を乗じて得た額に，基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については，同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」と，「<u>100分の110</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p>

91号	議案
5	頁数

参考資料

守谷市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
<p>(職務の級)</p> <p>第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを次条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1のとおりとし、<u>同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で市規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p>	<p>(職務の級)</p> <p>第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを次条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1のとおりとする</p> <hr/> <hr/> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p>

91号	議案
6	頁数

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

別表第1（第4条関係）

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 主事補_____の職務 2 主事_____の職務
2級	相当の経験を有する主事_____の職務
3級	主任の職務
4級	係長_____の職務
5級	課長補佐_____の職務
6級	課長_____の職務
7級	1 部長_____の職務 2 次長_____の職務

4から6まで（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の62.5」とする。

別表第1（第4条関係）

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 主事補又は技師補の職務 2 主事又は技師の職務
2級	相当の経験を有する主事又は技師の職務
3級	主任の職務
4級	係長（相当職を含む。）の職務
5級	課長補佐（相当職を含む。）の職務
6級	課長（相当職を含む。）の職務
7級	1 部長（相当職を含む。）の職務 2 次長（相当職を含む。）の職務

4から6まで（略）

91号	議案
7	頁数

守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正	現 行
<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第19号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第19号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

議案	91号
頁数	8

守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正	現行
<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第19号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第19号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>

91号	議案
9	頁数

守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第11条 会計年度任用職員(市規則に定める者を除く。以下この条において同じ。)には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、市規則で定める方法により月額に換算した額)に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前の6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>【表 (略)】</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第11条 会計年度任用職員(市規則に定める者を除く。以下この条において同じ。)には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、市規則で定める方法により月額に換算した額)に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前の6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>【表 (略)】</p> <p>2 (略)</p>

91号	議案
10	頁数

守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第11条 会計年度任用職員(市規則に定める者を除く。以下この条において同じ。)には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、市規則で定める方法により月額に換算した額)に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>【表 (略)】</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第11条 会計年度任用職員(市規則に定める者を除く。以下この条において同じ。)には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、市規則で定める方法により月額に換算した額)に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前の6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>【表 (略)】</p> <p>2 (略)</p>

91号	議案
11	頁数